

「帯広市グリーンプラザ」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市グリーンプラザ	帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1

2 指定管理者

帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1
社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
会長 畑中 三岐子

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで